手続の流れ

〇太陽光発電設備を設置する場合は、次の手続が義務付けられます。

≪町⇔事業者≫

事業計画標識の設置（事前協議の 30 日以上前）【第8条】

↓

地域住民等への説明会等の開催【第 10条】

↓

町長へ説明会等の結果報告【第 10条第5項】

↓

事前協議（届出の60 日前）【第9条】

↓

協定の締結（町⇔事業者）【第 14条】
（町が必要と認める場合）

↓

事業計画の届出（工事着手の 60 日前）【第 13条】

↓ 工事着手
適正な設置【第 15 条】

工事完了届（完了後速やかに）【第 16 条】

↓

工事検査【第 16 条第 2 項】

↓ 運転開始
適正な維持管理【第 20 条】

廃止届（廃止の 30 日前）【第 17 条】

↓ 設備の解体、撤去及び廃棄

廃止完了届（廃止完了から 30 日以内）
【第 17 条第 3 項】

≪地域住民等⇔事業者≫

意見の申出【第 11 条】

↓

地域住民等との協議等【第 12 条】

↓

必要に応じ協定の締結
（行政区、水利組合等⇔事業者）
【第 12 条第 3 項】

※町長が必要に応じて行う措置

・報告の徴収　【第 22 条】
・立入調査等　【第 23 条】
・指導・助言　【第 24 条】

↓ ・指導・助言に従わない
・虚偽の手続き等

勧　告【第 24 条第 2 項】

↓ 勧告に従わない場合

公　表
【第 25 条】

国・県への報告
【第 26 条】